

老人保健施設 なごみの里運営規程（介護予防通所リハビリテーション）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設 なごみの里
- ・開設年月日 平成5年4月16日
- ・所在地 神奈川県相模原市緑区牧野8110番-2
- ・電話番号 042-689-2421 FAX番号 042-689-2422
- ・管理者名 山口 修
- ・介護保険指定番号 (1451780006号)

(2) 目的と運営方針

(事業の目的)

医療法人社団 清伸会が開設する老人保健施設 なごみの里（以下「施設」という。）が行う介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、要支援者に対し、適正な介護予防通所リハビリテーションサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

利用者の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防介護予防通所リハビリテーションサービス計画及び居宅サービス計画に基づいて、医学的管理の下における理学療法及び必要なその他のリハビリテーションを行なう。

- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護予防通所リハビリテーションの提供に努めるものとする。
- 3 関係市町村、地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携に努めるものとする。
- 4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 施設は、介護予防通所リハビリテーションサービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(3) 施設の職員体制

当施設の従事者の職種、員数、業務内容は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

職 種	員 数	業務内容
管理者	1人	管理業務
医 師	1人	診療業務
看護職員	1人	看護業務
介護員	4人	介護業務

管理栄養士又は栄養士	必要数	栄養管理業務
理学療法士	2人	理学療法
作業療法士	2人	作業療法
調理員	必要数	調理業務
事務	必要数	事務処理等
その他	必要数	その他業務

(4) 利用定員 30名 (通所リハビリテーション含む)

2. サービス内容

- ・介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ・食事
- ・入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)
- ・医学的管理・看護
- ・介護
- ・機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ・相談援助サービス
- ・利用者が選定する特別な食事の提供
- ・基本時間外施設利用サービス
- ・その他

3. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日 (祝日及び12月30日～1月3日を除く)
 営業時間 9:00～17:00
 サービス提供時間 9:30～15:30

4. 通常の事業の実施地域

相模原市緑区 (旧藤野町、旧相模湖町)、上野原市

5. 利用料その他の費用の額

- (1) 介護予防通所リハビリテーションの額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載の負担割合の額とする。
- (2) 日常生活費・その他の費用
別紙
- (3) 支払い方法
 - ・毎月10日頃までに前月分の請求書を発行し、その月の末日までに支払いを受ける事とし、支払い確認後領収書を発行する。
 - ・支払い方法は、現金及び銀行振込または自動引き落としとする。

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 飲酒・喫煙 原則禁止とする。
- ・ 火気の取扱い 厳禁。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み 他の利用者の迷惑とならないもの、原則として自己管理可能なものとする。
- ・ 携帯電話 通話・通信は所定の場所とし、保管は定められた管理方法とする
- ・ 貴重品 原則として持ち込まない。
- ・ 宗教活動 他の利用者の迷惑とならない限りとする。
- ・ ペットの持ち込み 厳禁。

7. 非常災害対策

非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

8. 虐待の防止

施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

9. 業務継続計画の策定

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

11. 禁止事項

施設では、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。

12. その他施設の運営に関する重要事項

- (1) 事故発生時には適切に事故に対応するとともに、事故の発生状況及びその対応について、保険者（市町村）、利用者家族、ケアマネージャーへ報告し、事故内容、被害の状況、対応経過などについて記録保管する。
また、サービス提供にともなって施設の責めに帰すべき理由により利用者が損害を

被った場合は、速やかに対応する。

- (2) 職員は業務上知りえた利用者またはその家族の個人情報の秘密を保持し、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- (3) 利用者及び保証人（家族等）から、施設が提供する介護予防通所リハビリテーションサービスに対しての、相談・要望又は苦情についての申出がある時は支援相談員が対応する。
- (4) 職員の資質向上を図るための研修の機会を設ける。
- (5) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団 清伸会と施設の管理者との協議に基づいて定める。

平成22年 4月1日 改正
平成24年 4月1日 改正
平成26年 4月1日 改正
平成28年 8月1日 改正
平成29年 1月1日 改正
令和 6年 1月1日 改正
令和 7年 7月1日 改正
令和 7年11月1日 改正